

# 川崎市公衆無線LAN環境整備推進部会設置要綱

平成26年2月24日

25川総シ企第1693号

(目的及び設置)

第1条 市域の公衆無線LAN環境の整備を推進するため、川崎市情報化施策の推進に関する規則（平成19年川崎市規則第12号。以下「規則」という。）第9条第1項の規定に基づき、川崎市公衆無線LAN環境整備推進部会（以下「推進部会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 推進部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。

- 2 部会長は、総務企画局デジタル化施策推進室長をもって充てる。
- 3 副部会長は、総務企画局デジタル化施策推進室担当課長をもって充てる。
- 4 部会員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務企画局都市政策部企画調整課担当課長
- (2) 総務企画局デジタル化施策推進室担当課長
- (3) 総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
- (4) 財政局財政部財政課長
- (5) 経済労働局産業振興部観光プロモーション推進課長
- (6) 交通局企画管理部経営企画課長
- (7) 危機管理本部危機管理部担当課長
- (8) その他情報統括監理者が指名する関係局区の職員

(部会長及び副部会長)

第3条 部会長は、推進部会を代表し、議事その他の会務を総理する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 推進部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(所掌事務)

第5条 推進部会は、次に掲げる事項について、調査、検討及び調整を行う。

(1) 市域の公衆無線LAN環境の整備に関すること。

(2) その他部会長が必要と認める事項

2 推進部会は、調査、検討及び調整を行った結果を、規則第8条第9項に規定する情報化調整幹事会に報告するものとする。

(意見等の聴取)

第6条 推進部会において、部会長が必要があると認めるときは、専門的知識を有する者又は関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進部会の庶務は、総務企画局デジタル化施策推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進部会の運営に関して必要な事項は部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。